

雇用確認書類一覧

(令和2年11月改定)

組織の形態		技術者等		確認書類(※1)	
法人			従業員（代表者及び役員を含む。）	当該事業所名記載の健康保険被保険者証(※5)の写し (技術者等が被保険者のものに限る。)	
			従業員が後期高齢者(※4)の場合	当該事業所名記載の雇用保険被保険者通知書の写し	
			代表者が後期高齢者(※4)の場合	後期高齢者医療被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し	
			役員が後期高齢者(※4)の場合	後期高齢者医療被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し	
個人事業所			従業員	当該事業所名記載の健康保険被保険者証(※5)の写し (技術者等が被保険者のものに限る。)	
			従業員が後期高齢者(※4)の場合	当該事業所名記載の雇用保険被保険者通知書の写し	
	健康保険法における強制適用事業所(※2)任意適用事業所(※3)	代表者と同居の親族	以下のアからウまでに該当しない場合		国民健康保険被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
			ア	代表者が後期高齢者(※4)の場合	代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し 技術者等の国民健康保険被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
			イ	同居の親族が後期高齢者(※4)の場合	代表者の国民健康保険被保険者証の写し 技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
			ウ	代表者及び同居の親族が後期高齢者(※4)の場合	代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し 技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
			代表者	不要	
	上記以外の個人事業所			従業員	当該事業所名記載の雇用保険被保険者通知書の写し
		代表者と同居の親族	以下のアからウまでに該当しない場合		国民健康保険被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
			ア	代表者が後期高齢者(※4)の場合	代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し 技術者等の国民健康保険被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し
イ			同居の親族が後期高齢者(※4)の場合	代表者の国民健康保険被保険者証の写し 技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し	
ウ			代表者及び同居の親族が後期高齢者(※4)の場合	代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し 技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(※6)の写し	
		代表者	不要		

※1 健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者通知書については、「資格取得年月日（被保険者となった年月日）」及び「交付年月日（雇用保険被保険者通知書の場合は確認（受理）通知年月日）」が、個別事項に定める技術者等の雇用関係に係る要件を満たしていること。
ただし、健康保険被保険者証については、申請締切日以前（個別事項において、3か月以上の雇用関係を要件としている場合は、申請締切日の3か月前の日以前）に健康保険被保険者資格取得を行ったが、事後審査書類の提出日現在で健康保険被保険者証が未交付である場合又は交付済であるが、「交付年月日」が申請締切日後（個別事項において、3か月以上の雇用関係を要件としている場合は、申請締切日の3か月前の日より後）である場合は、健康保険被保険者資格取得届の写しの「受付日（受付日付印で確認できるものに限る。）」又は健康保険組合等より交付された健康保険被保険者資格証明書等の写しの「証明年月日」が当該要件を満たしていること。
また、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証及び国民健康保険被保険者証の被保険者等記号・番号等については、原則として、復元できない程度にマスキングを施した上で提出すること。

※2 原則として、常時5人以上の従業員（代表者及び代表者と同居の親族を除く。）を使用する事業所
 ※3 強制適用事業所とならない事業所で日本年金機構（年金事務所）の認可を受けて適用事業所になった事業所
 ※4 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた後期高齢者医療被保険者
 ※5 事業所名の記載がない場合は、健康保険組合等が交付する加入証明書等の写し（事業所名が確認できるものに限る。）を提出すること。
 ※6 源泉徴収票が発行されていない場合は、当該従業員の所得税等について、源泉徴収する旨の手続きを行っていることが確認できる書類（税務署等への届出書等）の写しを提出すること。